

「個人インターネットバンキング利用規定」の改定について

平素は三十三銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2024年1月1日（月）のNISA制度の改正に伴い、「個人インターネットバンキング利用規定」を下記のとおり改定いたします。

記

1. 改定内容

改定前	改定後
<p>5. 振込・振替・定額自動送金サービス、税金・各種料金払込みサービス、定期預金口座開設・預入れ・解約サービス、投資信託サービス、住宅ローン一部繰上返済・金利変更サービス</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(7) 投資信託サービス</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>B. 投資信託サービスの利用</p> <p>② <u>ジュニア NISA を利用する場合は、ジュニア NISA 口座開設手続後、当行所定の方法により「代表口座」と「ジュニア NISA 指定預金口座」等、必要な事項を届け出てください。また、ジュニア NISA に関する取引は、ジュニア NISA に関する規定に基づき、原則として、運用管理者が手続きを行ってください。なお、「ジュニア NISA 指定預金口座」では、振込、定額自動送金、税金・各種料金払込み、定期預金口座開設・預入れ・解約、住宅ローン一部繰上返済・金利変更は利用できません。</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>11. 暗証番号、ご利用番号の管理等</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(7) <u>ジュニア NISA に関する取引は、ジュニア NISA に関する規定に基づき、原則として、運用管理者が前各号を順守してください。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>5. 振込・振替・定額自動送金サービス、税金・各種料金払込みサービス、定期預金口座開設・預入れ・解約サービス、投資信託サービス、住宅ローン一部繰上返済・金利変更サービス</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(7) 投資信託サービス</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>B. 投資信託サービスの利用</p> <p>② <u>未成年者口座に関する取引は、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」に基づき、原則として、運用管理者が手続きを行ってください。なお、「未成年者口座指定預金口座」では、振込、定額自動送金、税金・各種料金払込み、定期預金口座開設・預入れ・解約、住宅ローン一部繰上返済・金利変更は利用できません。</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>11. 暗証番号、ご利用番号の管理等</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(7) <u>未成年者口座に関する取引は、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」に基づき、原則として、運用管理者が前各号を順守してください。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

2. 改定日

2024年1月1日（月）

以上